

表 11.11.1-16(7) 重要な植物種(長野県)

番号	分類	科名	種名	確認状況		重要な種選定基準					
				現地	文献	I	II	III	IV	V	
343	双子葉植物	セリ	ヤマナシウマノミツバ		●				EN	VU	
344			クロバナウマノミツバ		●					NT	
345			ヌマゼリ		●				NT		
346		スイカズラ	クロミノウグイスカグラ		●					VU	
347			マルバヨノミ		●					EN	
348			チシマヒョウタンボク		●				VU	CR	
349			コゴメヒョウタンボク		●				EN	NT	
350			ヤブヒョウタンボク		●		国内		EN		
351			ハナヒョウタンボク	●	●				VU	VU	
352			ニッコウヒョウタンボク		●					EN	
353			オニヒョウタンボク		●				VU	NT	
354			ツキシソウ		●			指定	VU	VU	
355			カノコソウ		●					EN	
356		ツルカノコソウ		●					EN		
357		キバナウツギ		●					EN		
83科357種				56	350	0	6	20	190	332	

注1:種名および種の配列は『河川水辺の国勢調査のための生物リスト(令和6年度版)』(令和6年10月 国土交通省)に準拠した。

注2:重要な種選定基準は以下のとおり。

I:「文化財保護法」(昭和25年5月30日 法律第214号、最終改正:令和3年4月23日法律第22号)及び「文化財保護条例」(昭和50年12月25日 長野県条例第44号、最終改正:令和5年12月25日長野県条例第26号)等に基づいて指定されている天然記念物

特天:特別天然記念物 国天:国指定天然記念物 県天:県指定天然記念物

II:「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日 法律第75号、最終改正:令和元年6月14日法律第37号)

特一:特定第一種国内希少野生動植物種、特二:特定第二種国内希少野生動植物種、国内:国内希少野生動植物種 国際:国際希少野生動植物種、緊急:緊急指定種、生息:生息地等保護区

III:「長野県希少野生動植物保護条例(平成15年3月24日 長野県条例第32号)

特別:特別指定希少野生動植物 指定:指定希少野生動植物

IV:「第5次レッドリスト(植物・菌類)の公表について」(令和7年3月 環境省)

EX:絶滅 EW:野生絶滅 CR:絶滅危惧 IA類 EN:絶滅危惧 IB類 VU:絶滅危惧 II類 NT:準絶滅危惧 DD:情報不足 LP:絶滅のおそれのある地域個体群

V:「長野県版レッドリスト(植物編)2014」(平成26年3月 長野県)

EX:絶滅 EW:野生絶滅 CR:絶滅危惧 IA類 EN:絶滅危惧 IB類 VU:絶滅危惧 II類 NT:準絶滅危惧 DD:情報不足 LP:絶滅のおそれのある地域個体群 N:留意種

※1:フクジュソウあるいはミチノクフクジュソウの可能性があり、現地調査時に開花・結実個体の形態的特徴から種の同定を試みたが、形態的に中間的なものが多く区別が困難であったため、フクジュソウ属とした。重要な種の選定基準IVではミチノクフクジュソウ「NT」、Vではフクジュソウが「NT」、ミチノクフクジュソウが「N」として掲載されている。

※2:ヤマシャクヤクまたはベニバナヤマシャクヤクのいずれかの可能性があるが、各種の特徴を示す茎葉が若かったため、種の同定に至らなかった。重要な種の選定基準IIIではヤマシャクヤク、ベニバナヤマシャクヤクとも「指」、IVではヤマシャクヤクが「NT」、ベニバナヤマシャクヤクが「VU」、Vではヤマシャクヤクが「VU」、ベニバナヤマシャクヤクが「EN」として掲載されている。

ii) 重要な群落等の状況

山梨県区間では、現地調査により確認された重要な群落等は2箇所でした。現地調査は、位置情報が既存資料で明らかな場所、または推定できる場所を対象にして実施し、不明な場所についても植物相調査時に可能な限り確認に努めました。現地調査及び既存資料調査による重要な群落等とその選定基準は、表 11.11.1-17 に示すとおりです。

長野県区間では、現地調査により確認された重要な群落等は4箇所でした。現地調査及び既存資料調査で確認された重要な群落等とその選定基準は、表 11.11.1-18 に示すとおりです。

表 11.11.1-17 重要な群落等一覧(山梨県)

番号	名称	確認状況		重要な群落等選定基準		
		現地	文献	I	II	III
1	美し森山のレンゲツツジ群落 (北巨摩郡大泉町)		●		3	○
2	清里のザゼンソウ群落 (北巨摩郡高根町)	●	●		3	○
3	清里のカラコギカエデ (北巨摩郡高根町)	●	●		3	○
4	清里高原を中心としたアオナシ (北巨摩郡高根町)		●		3	○
5	キヨサトコザクラ (位置非公開)		●			○
6	ムシトリスミレ (位置非公開)		●			○
7	リュウキンカ群落 (北巨摩郡大泉町)		●		4	○
8	フジシダ群落 (北巨摩郡須玉町)		●		3	
9	富士見平のシラカバ林 (北巨摩郡須玉町)		●		1	
10	金山沢のハシドイ林 (北巨摩郡須玉町)		●		2	
11	クモイコザクラ群落 (北巨摩郡須玉町)		●		4	
12	江草岩下のフクジュソウ (北巨摩郡須玉町)		●		2	
合計群落等数: 12		2	12	0	10	7

注1: 重要な植物群落等の選定基準は以下のとおり。

I: 「文化財保護法」(昭和25年5月30日法律第214号、最終改正: 令和3年4月23日法律第22号) 及び「山梨県文化財保護条例」(昭和31年4月9日山梨県条例第29号、最終改正: 令和2年3月30日山梨県条例第5号)、「北杜市文化財保護条例」(平成16年11月1日北杜市条例第113号)等に基づいて指定されている天然記念物

特天: 特別天然記念物, 国天: 国指定天然記念物, 山天: 山梨県指定天然記念物, 北天: 北杜市指定天然記念物

II: 「植物群落レッドデータブック」(平成8年(財)日本自然保護協会・(財)世界自然保護基金日本委員会)

1: 要注意、2: 破壊の危惧、3: 対策必要、4: 緊急に対策必要

III: 「第1回自然環境保全基礎調査 山梨県のすぐれた自然図」(昭和51年 環境庁)

「第1回自然環境保全基礎調査 長野県のすぐれた自然図」(昭和51年 環境庁)

「日本の重要な植物群落(甲信越版)」(昭和55年2月15日 環境庁)

「日本の重要な植物群落II(甲信越版)」(昭和63年8月30日 環境庁自然保護局生物多様性センター)

「第5回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」(平成12年 環境庁)

○: 植物群落、特定植物群落

注2: 1、4、7、12は調査地域外の確認。

表 11.11.1-18 重要な群落等(長野県)

番号	名称	確認状況		重要な群落選定基準			
		現地	文献	I	II	III	VI
1	霧久保沢の溪谷林		●		2	○	
2	八ヶ岳東山麓の湿原群	●	●		3	○	
3	湯川のサワグルミ林 (ジュウモンジシダ・サワグルミ群集)		●		2	○	
4	八ヶ岳の自然植生 (亜高山帯から高山帯の各種群落)		●			○	
5	矢出川(西川)流域の湿地植生	●	●		2	○	
6	八ヶ岳山麓のサラサドウダン群落 (山の神のサラサドウダン群落)		●	県天	1	○	
7	ハンノキ群落(南佐久郡南牧村)	●	●		2		
8	ヌマガヤ群落(南佐久郡南牧村)	●	●		2		
9	御座山の針葉樹林(南佐久郡南相木村)		●		2		
10	金峰山の原生林(南佐久郡川上村)		●		2		
11	矢出川湿原のタルマイスゲ群落		●				○
12	松原湖のアサザ群落		●				○
合計群落数: 12		4	12	1	9	6	2

注1:重要な群落の選定基準は以下のとおり。

I:「文化財保護法」(昭和25年5月30日 法律第214号、最終改正:令和3年4月23日法律第22号)及び「文化財保護条例」(昭和50年12月25日 長野県条例第44号、最終改正:令和5年12月25日長野県条例第26号)、「小海町文化財保護条例」(昭和41年3月17日 小海町条例第8号)、「南牧村文化財保護条例」(昭和47年南牧村条例第45号、最終改正:平成26年3月18日南牧村条例第11号)、「佐久穂町文化財保護条例」(平成17年3月20日佐久穂町条例第76号)

特天:特別天然記念物, 国天:国指定天然記念物, 県天:長野県指定天然記念物, 小天:小海町指定天然記念物, 南天:南牧村指定天然記念物, 佐天:佐久穂町指定天然記念物

II:「植物群落レッドデータブック」(平成8年4月15日 (財)日本自然保護協会・(財)世界自然保護基金日本委員会ほか)

1:要注意、2:破壊の危惧、3:対策必要、4:緊急に対策必要

III:「第1回自然環境保全基礎調査 長野県のすぐれた自然図」(昭和51年 環境庁)

「日本の重要な植物群落(甲信越版)」(昭和55年2月15日 環境庁)

「日本の重要な植物群落II(甲信越版)」(昭和63年8月30日 環境庁)

「第5回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」(平成12年3月 環境庁自然保護局生物多様性センター)

○:植物群落、特定植物群落

IV:「長野県版レッドリスト(植物編)2014」(平成26年3月 長野県)

○:植物群落保護上の重要性が極めて高いもの

植物群落保護上の重要性が高いもの

植物群落保護の必要性が考えられるもの

注2:1、3、4、6、9、10、11、12は調査地域外の確認。